

小樽市社会教育推進計画

(平成21年度～平成30年度)

小樽市教育委員会

平成21年3月

小樽市社会教育推進計画

★計画の策定にあたって

平成18年11月30日に、小樽市社会教育委員会議へ「社会教育に関する中長期的な推進計画」の策定について諮問していたところ、このたび、同会議から、計画の目的を『心豊かに学び、ともに支え合うふるさと小樽をつくる』とした答申をいただきました。

今日、わが国の社会経済情勢、とりわけ地方自治体を取り巻く環境は、大きな変動期を迎えており、人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、経済状況の変化などに伴う地域格差の拡大、地方分権改革、さらには国の「三位一体の改革」による地方財政の悪化など、自治体運営にとって、かつてない厳しい状況に直面しています。

また、人々の意識も、情報化の進展や価値観が多様化する中で、環境問題やボランティア活動などへの関心が高まっていますが、その一方で、地域における連帯感の希薄化などにより、地域コミュニティ機能が低下しています。

教育委員会では、同会議の意向を十分に尊重し、「第6次小樽市総合計画」との整合性に配慮しつつ、このような時代の変化に適切に対処し、本市の持つ多くの特性を生かし、家庭、学校、地域などが協働して目的の達成を目指すとともに、市民の主体的な学習意欲と学習活動への参加を前提にし、「生涯学習社会」の実現に向けた基本的な推進方向や主要施策を指針として示すため、「小樽市社会教育推進計画」を策定するものです。

なお、計画期間は平成21年度から平成30年度までの10年間とし、5年をめどに社会情勢等の変化に応じて、内容などの見直しを行うものです。

小樽市社会教育推進計画

★計画の策定にあたって

～ 目 次 ～

★小樽市社会教育推進計画展開図	1
第1章 基本理念	2
第1節 基本理念	
1 目的	
2 目標	
第2節 施策の体系	
1 [重点1] 生涯各期の学習活動の推進	
2 [重点2] 文化芸術、スポーツ・レクリエーションの推進	
3 [重点3] 社会教育施設の利活用の推進	
第2章 計画の内容	3
第1節 [重点1] 生涯各期の学習活動の推進	3
1 現状と課題	
2 推進方向	
第2節 [重点2] 文化芸術、スポーツ・レクリエーションの推進	4
1 現状と課題	
2 推進方向	
第3節 [重点3] 社会教育施設の利活用の推進	5
1 現状と課題	
2 推進方向	

小樽市社会教育推進計画展開図

※計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とする。

ただし、5年をめぐりに社会情勢等の変化に応じて、内容などの見直しを行うものとする。

目 的

心豊かに学び、ともに支え合うふるさと小樽をつくる

目 標

- (1) 生涯各期において、市民が自ら進んで学ぶことができる機会を拡充し、生涯学習社会を実現する
- (2) 文化芸術やスポーツ・レクリエーションに親しみ、明るく豊かな市民生活を実現する
- (3) 社会教育及び社会体育における学習や活動のプログラムを充実させ、より良い学びの場を実現する

重点1

生涯各期の学習活動の推進

観点

- (1) 自主的な学習意欲を高めるための情報提供と啓発
- (2) 生涯各期における学習機会の充実
- (3) 学習成果の社会への活用促進

推進方向

- (1) 生涯各期に応じた生涯学習情報の多様な媒体での提供
- (2) 多様化する学習ニーズなど、生涯各期にこたえる学習機会の提供
- (3) 市民が学習成果を自発的に地域社会や学校に生かすことができる環境づくりの推進

重点2

文化芸術、スポーツ・レクリエーションの推進

観点

- (1) 文化遺産の継承と文化財の保護、保存、活用の促進
- (2) 文化芸術の鑑賞機会及び発表機会の拡充
- (3) 各種文化芸術団体の支援
- (4) 地域の生活環境に即したスポーツ・レクリエーションの普及
- (5) 各種スポーツ団体の支援

推進方向

- (1) 郷土の貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の保護、保存、活用の推進
- (2) 文化芸術団体への支援と活動の推進
- (3) 文化芸術活動家の登録による活用促進
- (4) 生涯スポーツの普及・振興とスポーツ団体の育成・強化、指導者養成の推進
- (5) いつでも、だれでも参加できる総合型地域スポーツクラブの創設

重点3

社会教育施設の利活用の推進

観点

- (1) 各施設の機能を生かした学習機会の拡充
- (2) 各施設における学習や活動のプログラムの充実
- (3) 各施設にかかわるボランティアの活動の充実

推進方向

- (1) 各施設の機能を生かし、利用者の満足度を高める企画の充実
- (2) 郷土資料の収集・調査の推進
- (3) 体験学習など学校教育との連携・支援の充実
- (4) 各施設にかかわるボランティア活動の環境づくり
- (5) 利用しやすい社会体育施設の環境づくりと有効活用の促進

第1章 基本理念

第1節 基本理念

1 目的

『心豊かに学び、ともに支え合うふるさと小樽をつくる』

2 目標

- (1) 生涯各期において、市民が自ら進んで学ぶことができる機会を拡充し、生涯学習社会を実現する
- (2) 文化芸術やスポーツ・レクリエーションに親しみ、明るく豊かな市民生活を実現する
- (3) 社会教育及び社会体育における学習や活動のプログラムを充実させ、より良い学びの場を実現する

第2節 施策の体系

重点1 生涯各期の学習活動の推進

- 観点(1) 自主的な学習意欲を高めるための情報提供と啓発
- (2) 生涯各期における学習機会の充実
 - (3) 学習成果の社会への活用促進

重点2 文化芸術、スポーツ・レクリエーションの推進

- 観点(1) 文化遺産の継承と文化財の保護、保存、活用の促進
- (2) 文化芸術の鑑賞機会及び発表機会の拡充
 - (3) 各種文化芸術団体の支援

- (4) 地域の生活環境に即したスポーツ・レクリエーションの普及
- (5) 各種スポーツ団体の支援

重点3 社会教育施設の利活用の推進

観点(1) 各施設の機能を生かした学習機会の拡充

- (2) 各施設における学習や活動のプログラムの充実
- (3) 各施設にかかわるボランティアの活動の充実

第2章 計画の内容

第1節 [重点1] 生涯各期の学習活動の推進

1 現状と課題

心豊かで生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、市民一人ひとりが生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学習の機会を選択して学び、その成果を自発的に社会に生かすことができる生涯学習社会の実現が望まれています。

そのためには、学習の主体である市民が、日々変化する社会をしっかりと見据え、あらゆる学習機会を有効に活用できるよう、きめ細やかな情報を提供することが重要です。

また、『生涯学習に関する住民の意識についての調査』によると、学習機会の増加が望まれていることから、生涯各期における学習課題の解決と学習意欲にこたえることができるように、学習に参加しやすい環境づくりが大切です。

さらに、市民一人ひとりが、生涯学習を自分自身の課題としてとらえることが大切であり、特に生活様式の変化に伴う余暇時間の過ごし方など、心豊かに人生を送るための有効な手段として、生涯学習があることを理解することが必要です。

2 推進方向

- (1) 生涯各期に応じた生涯学習情報の多様な媒体での提供
- (2) 多様化する学習ニーズなど、生涯各期にこたえる学習機会の提供
- (3) 市民が学習成果を自発的に地域社会や学校に生かすことができる環境づくりの推進

第2節 [重点2] 文化芸術、スポーツ・レクリエーションの推進

1 現状と課題

小樽には、国指定史跡の手宮洞窟や重要文化財の旧手宮鉄道施設などの郷土の歴史を伝える貴重な文化財が多数存在します。

これらを次世代へ継承していくためにも、文化財への市民の関心を高め、保護、保存、活用することが求められています。

また、社会の高齢化・情報化・価値観の多様化が急速に進む中で、市民が精神的な豊かさを文化芸術に求める声が高まっています。

そのためには、市民や民間団体の協力を得ながら、郷土の歴史と文化を生かし、観光振興へも反映する事業展開が重要です。

さらに、小樽市文化芸術振興条例に基づく総合的な文化芸術の振興や伝統文化を将来に継承して行くことが大切です。

文化芸術を愛好する団体や市民が数多くおり、それぞれの活動の成果を発表するとともに、市民がそれを鑑賞し、文化芸術による生活の豊かさを感じることができる機会の充実や情報の提供が必要であるとともに、文化芸術愛好者が交流することで、活動の活性化が期待されています。

生涯を通じて市民が健康で生き生きと過ごし、充実した生活を送るためには、市民一人ひとりが自己に適したスポーツ・レクリエーションを実践し、健康の増進に努めて行くことが重要です。

また、健康意識の高まりに伴い、幅広い年齢層の人々が、様々

な場所で多種・多様なスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりや情報の提供、いつでも、だれでも参加できる総合型地域スポーツクラブの創設が求められています。

このため、生涯スポーツの普及・振興とスポーツ団体の育成・強化、指導者の養成などが必要です。

2 推進方向

- (1) 郷土の貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の保護、保存、活用の推進
- (2) 文化芸術団体への支援と活動の推進
- (3) 文化芸術活動家の登録による活用促進
- (4) 生涯スポーツの普及・振興とスポーツ団体の育成・強化、指導者養成の推進
- (5) いつでも、だれでも参加できる総合型地域スポーツクラブの創設

第3節 [重点3] 社会教育施設の利活用の推進

1 現状と課題

生涯各期における学習課題を解決するとともに、市民の学習意欲にこたえる場として、社会教育施設などがそれぞれの特性を生かして、広く市内外の人々から親しまれることが重要です。

家庭・学校・地域の連携を図り、PTAや社会教育に関する団体との協働により、社会教育施設や学校施設を活用して、自主的な地域の生涯学習の環境づくりが大切です。

また、学校教育を支援するために、体験学習などの社会教育施設の利活用を進めることが必要です。

○ 生涯学習プラザ

利用しやすい学習の場を提供するため、生涯学習の拠点施設である生涯学習プラザの利活用を促進することが大切です。

市民のニーズにこたえる講座や生涯学習に関する相談を充実させることが必要です。

○ 図書館

レファレンス業務など市民の学習活動の支援を行うとともに、図書館業務のOA化と他の図書館とのネットワークを生かし、利用者への情報の提供の利便性を高めることが大切です。

次世代を担う子どもたちを対象とした活動に力を注ぎ、子どもたちの読書環境の整備が必要です。

○ 総合博物館

学術・文化振興の拠点施設としての総合博物館は、創造性豊かに楽しく学び利用できるよう支援する生涯学習の場を目指し、「見て・触れて・確かめる」展示や各種普及講座など、だれもが参加できる機会を拡充することが必要です。

○ 文学館

小樽に縁のある作家や作品の調査研究、資料収集を進めるとともに、優れた文学に触れる機会の拡充を目指し、特別展や企画展などを充実させることが大切です。

また、市民が参加する企画を積極的に進め、文化的交流の場にしていくことが必要です。

○ 美術館

小樽に縁のある作家や作品の調査研究、作品収集を進めるとともに、収集した作品の修復、保全に努め、特別展、企画展、市民ギャラリーの利用促進などを充実させることが大切です。

○ 社会体育施設

四季を通じてスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、既存の社会体育施設の適正な維持管理や学校施設開放などを有効活用することが大切です。

また、市民プールの新設や既存の社会体育施設の計画的な整備を進める中で、利用しやすい社会体育施設の環境づくりと有効活用を促進することが必要です。

2 推進方向

- (1) 各施設の機能を生かし、利用者の満足度を高める企画の充実
- (2) 郷土資料の収集・調査の推進
- (3) 体験学習など学校教育との連携・支援の充実
- (4) 各施設にかかわるボランティア活動の環境づくり
- (5) 利用しやすい社会体育施設の環境づくりと有効活用の促進